

令和3年4月1日

「郵便入札による入札執行について」

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、これまで出場入札で執行していた入札を、当面の間、郵便での入札（以下「郵便入札」という。）といたします。

入札に参加される事業者は、公告、指名通知（以下「公告等」という。）をご確認のうえ、入札にご参加くださいますようお願い申し上げます。

1 対象となる入札

制限付き一般競争入札、条件付き一般競争入札及び指名競争入札

2 郵便入札とする公告

令和2年4月20日以降の公告等において、郵便入札であること及び郵便局への到着期限を明記します。

3 入札書の提出方法等

(1) 入札書の記入・押印

入札書の記入については、出場入札と同様とし、市の入札参加資格審査申請における代表者職氏名を記入し、届出印（代表者使用印）を押印してください。

入札参加資格審査申請時に受任先を登録している場合は、受任先の代表者職氏名を記入し、使用する印鑑として登録した受任先の代表者印を押印してください。

(2) 郵便入札用封筒及び封入物

郵便入札用封筒については、別紙「郵便入札の入札封筒提出要領」もご覧ください。

ア 封筒

- ・郵便入札用の封筒は、長形3号（横120mm×縦235mm）を使用してください。
- ・同日に開札が行われる複数の入札に参加される場合は、入札案件ごとに長形3号の封筒を使用し、一括送付用の封筒に同封してください。

イ 封筒に入れるもの

- ・公告等に提出書類として記載の書類

入札書、入札価格積算内訳書（積算内訳書の提出を要件とした案件の場合）

封筒は、提出書類を確認のうえ、糊でしっかり封かんし、市の入札参加資格審査申請における届出印（受任先を登録している場合は、使用する印鑑として登録した受任先の代表者印）で封印してください。

(3) 提出方法

- ・郵便局窓口で「一般書留」又は「簡易書留」により下記宛先へ到着期限まで郵送してください。
- ・郵送に要する経費は、入札参加者の負担とします。

- ・郵便局から渡される差出控えは、入札が終わるまで保管してください。
入札書を市役所に持参いただいても受付は行いません。また、郵便ポストに投函されたものは無効といたします。

<参考> 郵送料金（定形25gまで）

- ・一般書留 519円
- ・簡易書留 404円

- ・宛先

〒939-0399 小杉郵便局留 射水市長（資産経営課）あて

宛先は必ず上記のとおり記載してください。直接射水市役所に届いたものは無効となります。

- ・到着期限

公告等に掲載します。到着期限までに小杉郵便局に必ず届くよう手続きしてください。

なお、郵送手続きについては、質問回答期限後をお願いします。

郵便局留は、郵便局に届いてから10日を経過しますと、市で受取りができなくなりますので、郵送にあたってはご注意願います。

- ・その他

郵送後に入札書を書換え、引換え、又は撤回をすることはできません。

4 開札

(1) 入札回数

郵便入札においては、1回（初度のみ）とします。

(2) 開札の立会い

制限付き一般競争入札、条件付き一般競争入札及び指名競争入札においては、入札執行担当以外の市職員1名以上の立会いのうえ、開札します。

(3) 同価格入札の取扱い

開札の結果、落札となるべき同価格の入札者が2名以上あるときは、落札決定を保留した上で、改めて当該同価格の入札をした者に出席を求め、くじ引きにより落札者又は落札候補者を定めるものとします。

(4) 再度入札

予定価格の制限の範囲に達する入札者がいないときは、1回に限り再度入札を行うこととし、最低応札金額を記載した「再度入札通知書」により通知します。

(5) 落札者への連絡

開札後、落札候補者（条件付き一般競争入札）及び落札者（制限付き一般競争入札・指名競争入札）資産経営課契約係から電話で連絡（原則当日中に）します。

(6) 開札結果の公表

従前のおり、速やかに市ホームページ等において公表します。

5 入札の辞退

辞退届の様式は、市のホームページからダウンロードできます。

入札を辞退される場合は、事前に資産経営課契約係(電話：0766-51-6617)まで電話連絡し、入札辞退届が開札日前日までに到着するよう、下記宛先へ郵送してください。

なお、入札書の郵送後であっても、開札までは入札を辞退することができます。

宛 先

〒939 0294

富山県射水市新開発410番地1

射水市役所 資産経営課 契約係 あて

直接、窓口に辞退届を提出する場合、開札日の執行時間前までに資産経営課契約係に提出してください。

6 入札等の無効及び失格等

射水市契約規則、射水市建設工事等、入札心得、郵便入札に関する入札書提出要領及び市ホームページの各種記載例に基づくほか、郵便入札においては下記に該当するものは無効とします。

一般書留又は簡易書留以外の方法で入札書を提出したもの。

入札書が到着期限を過ぎて到着したもの。

郵便入札用封筒に記載された件名又は差出人が誤っているもの。

郵便入札用封筒に入札件名、開札日又は差出人が記載されていないもの。

郵便入札用封筒に記載の入札件名又は差出人と同封された入札書の入札件名又は入札者名が相違するもの。

小杉便局留めではなく、射水市に直接届いたもの。

封筒に市の入札参加資格審査申請における届出印(受任先を登録している場合は、使用する印鑑として登録した受任先の代表者印)で封印をしていないもの。

開札日が異なる入札書を同封したもの。

入札書等に代理人の記載及び押印があるもの。